

I 法人住民税の場合

■ 別建表示の場合

税目等		申告計算結果	納付額
法人 民 道 税 府	各割額の税額表示区分	<input checked="" type="radio"/> 別建表示 ※	<input type="radio"/> 相殺表示
	法人税割額 01	-380,000	
	均等割額 02	1,145,000	1,145,000
	延滞金 03		
	計 04	765,000 (A)	1,145,000

※ 別建表示の場合、納付の割の金額はそのまま表示されて、還付の割の金額は非表示となります。

■ 相殺表示の場合

税目等		申告計算結果	納付額
法人 民 道 税 府	各割額の税額表示区分	<input type="radio"/> 別建表示	<input checked="" type="radio"/> 相殺表示 ※
	法人税割額 01	-380,000	
	均等割額 02	1,145,000	765,000
	延滞金 03		
	計 04	765,000 (A) - (B)	765,000

※ 相殺表示の場合、納付の割には還付の割の金額を充当した金額が表示されて、還付の割の金額は非表示となります。

■ 第6号様式

この申告により納付すべき法人税割額 ⑬-⑭-⑮	⑬	△380,000	00
均等割額 ⑰	⑰		月
円×⑱	⑱	2,900	00
既に納付の確定した当期分の均等割額 ⑲	⑲	1,145	00
この申告により納付すべき均等割額 ⑲-⑳	⑳ (A)	1,145	00
この申告により納付すべき道府県民税額 ㉑+㉒	㉑ ※	1,145	00
㉑のうち見込納付額 ㉒	㉒		

一致

一致

II 法人事業税等の場合

■ 別建表示の場合

各割額の税額表示区分	<input checked="" type="radio"/> 別建表示 ※	<input type="radio"/> 相殺表示 (C)
所得割額 05	-265,000	-265,000
付加価値割額 06	-85,000	-85,000
資本割額 07	972,200	972,200
収入割額 08		(D)
特別法人事業税額 09	-312,000	-312,000
計 10	310,200 (C)+(D)	310,200

※ 別建表示の場合、[申告計算結果]欄の金額がそのまま[納付額]欄に表示されます。

■ 相殺表示の場合

各割額の税額表示区分	<input type="radio"/> 別建表示	<input checked="" type="radio"/> 相殺表示 ※
所得割額 05	-265,000	
付加価値割額 06	-85,000	
資本割額 07	972,200 (C)+(D)	310,200
収入割額 08		
特別法人事業税額 09	-312,000	
計 10	310,200 (C)+(D)	310,200

※ 相殺表示の場合、納付の割には還付の割の金額を充当した金額が表示されて、還付の割の金額は非表示となります。(事業税の各割と特別法人事業税は相殺されます。)

■ 第6号様式

合計事業税額 ㉓+㉔+㉕+㉖又は㉗+㉘+㉙+㉚	④		2,072,200
事業税の非課税部分全額控除額 ㉛	④		
差引事業税額 ㉜-㉝	④	2,072,200	(C)
税額控除の実施に係る事業税額の控除額 ㉞	④	(C)の内訳(各割の金額)	※
所得割 ㉟	④	△265,000	付加価値割 ㊱
資本割 ㊲	④	972,200	収入割 ㊳
㉞のうち見込納付額 ㊴	④		6,222
摘要	課税標準	税率(%)	税額
所得割に係る ⑤	千円	26.0	千円

一致

一致

【法人住民税と法人事業税等の「別建表示」と「相殺表示」のイメージ】

差引	⑬-⑭	⑮	1,145,000
			(B)

還付請求	中間納付額	⑯	380,000
------	-------	---	---------

※ 見込納付額がある場合は、この申告により納付すべき道府県民税額に見込納付額を充当した（差し引いた）金額が【申告計算結果】欄に表示されます。
 なお、見込納付額は、先に均等割額に充当されて、充当後の残額を法人税割額に充当します。

【ご注意】【この申告により納付すべき道府県民税額】欄の表示メニュー502の6号や20号の税額計算基礎WSの【納付税額の表示区分】欄(※)を「相殺表示」にした場合は、当欄は相殺表示の金額となります。

※ 初期値(デフォルト)は「別建表示」です。

納付税額の表示区分	21	相殺表示
-----------	----	------

当欄を「相殺表示」にした場合は、納付書の【各割額の税額表示区分】欄を「相殺表示」にすると、申告書と納付書で金額が一致します。

この申告により納付すべき法人税割額	⑬-⑭-⑮	⑯	△380,000
均等	算定期間中において事務所等を有していた月数	⑰	
等	円×⑱/⑲	⑲	2,290,000
割	既に納付の確定した当期分の均等割額	⑲	1,145,000
額	この申告により納付すべき均等割額 ⑲-⑲	⑳	(A)-⑲ 1,145,000
この申告により納付すべき道府県民税額	⑲+㉑	㉑	765,000
⑳のうち見込納付額		㉒	
差引	㉑-㉒	㉓	765,000
			(B)

還付請求	中間納付額	⑯	
------	-------	---	--

特別法人事業税額					
収入割に係る特別法人事業税額	⑳	00			00
合計特別法人事業税額 (㉑+㉒)	㉑				00
引当額に基づく特別法人事業税額の控除額	㉓			差引特別法人事業税額(㉓-㉓)	㉔
既に納付の確定した当期分の特別法人事業税額	㉓	(D)	312,000	控除後の実施に係る特別法人事業税額の控除額	㉕
この申告により納付すべき特別法人事業税額	㉓	※	△312,000	㉓のうち見込納付額	㉖
差引	㉓		△312,000		

※※ 見込納付額がある場合は、この申告により納付すべき事業税額や特別法人事業税に見込納付額を充当した(差し引いた)金額が【申告計算結果】欄に表示されます。

※※ 法人住民税等の場合は、「別建表示」や「相殺表示」のどちらの区分でも、納付書の【計10】欄の金額は同額となり、6号様式の【この申告により納付すべき事業税額】と【この申告により納付すべき特別法人事業税額】の合計額となります。

【ご参考】【納付額】欄の金額が赤字となる原因

【申告計算結果】欄と【納付額】欄で金額が異なる割や税額は、【納付額】欄の金額が赤字で表示されます。

還付の割や税額がある場合に「相殺表示」にすると、必ず【納付額】欄の金額が赤字となりますが、問題ありません。

詳細は、以下のオンラインQ&Aをご参照ください。

[【納付額】欄の金額が赤字で表示される原因](#) (整理番号：0103839)